

# 知っておこう！

せい はん ざい

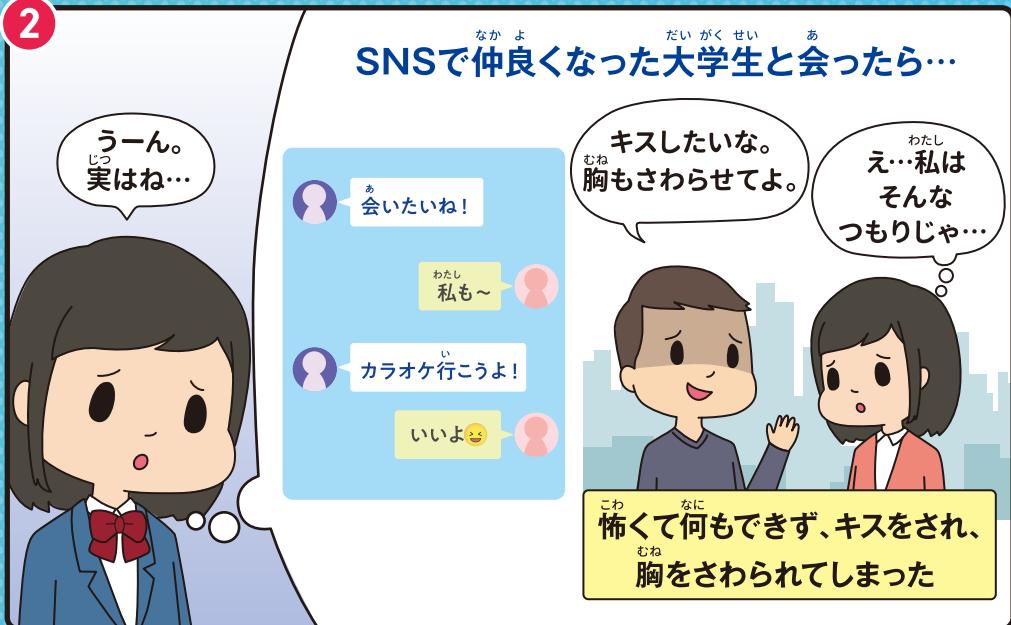
ほう りつ

# 性犯罪についての法律ってどんなもの？

1



2



3



4



## そんなことはありません！

たとえば、「暴行」、「脅迫」、「障害」や、「虐待」、「フリーズ状態<sup>※1</sup>」、「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」をつらぬくことが難しい状況で、

性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です！

このような状況ではなくても、13歳未満(12歳以下)の人が性的な行為をされた場合、あるいは、

13歳以上16歳未満(15歳以下)の人が、5歳以上年上の人に対する性的な行為をされた場合は、

イヤかどうかにかかわらず、「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」の被害です。

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。



# そのほかにも…法律が改正されて、新しい規定ができました。

せい てき ぶ い し た ぎ う つ しゃ しん どう が  
性的な部位や下着が写っている写真や動画を、

たと  
例えれば

●盗撮された場合

●「イヤ」と言ったのに無理やり撮影されたり、怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合

は、「撮影罪」という犯罪の被害です。

また、撮影される人が16歳未満の場合<sup>※2</sup>は、その人がイヤかどうかにかかわらず、「撮影罪」の被害です。

えき  
駅のエスカレーターで…



した ぎ とう さつ  
下着を盗撮された…

ぶ かつ どう せん はい  
部活動の先輩たちに…



はだか しゃしん と  
裸の写真を撮られてしまった…

さい み ま な ひと  
16歳未満の人<sup>※2</sup>に、

たと  
例えれば

●性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと  
●自分の性的な写真や動画をとって送信するように要求すること

も、「面会要求等罪」という犯罪です。

<sup>※2</sup> 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、その人より5歳以上上の人が行ったとき。



ひ がい あ ひ がい あ  
被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかもと思った場合は迷わず相談してください

じん けん そ う だん ほ う む き ょく  
**人権相談（法務局）**

●こどもの人権110番

無料 ☎ 0120-007-110

●SNS（LINE）人権相談



●こどもの人権SOSミニレター

せい はん ざい ひ がい そ う だん けい さつ  
**性犯罪被害相談（警察）**

（ハートさん）

無料 ☎ #8103

※24時間受付

こ ど も そ う だ ん ま ど ぐ ち も ん ぶ か が く し ょう  
**子供のSOSの相談窓口（文部科学省）**

●子供のSOSの相談窓口

●24時間子供SOSダイヤル

無料 ☎ 0120-0-78310



※24時間受付

せい はん ざい せ い ほ う り ょく ひ がい し ゃ  
**性犯罪・性暴力被害者のための**

し え ん  
**ワンストップ支援センター**

（は やく ワンストップ）

無料 ☎ #8891

※24時間受付



せい ほ う り ょく か ん そ う だ ん  
**性暴力に関するSNS相談（チャット）**

「Cure time（キュアタイム）」

※毎日17時～21時受付



お や こ  
**親子のための**  
そ う だ ん  
**相談LINE**



す ち い き  
※お住まいの地域に  
よって受付時間が  
異なります。

じ ど う そ う だ ん じ よ  
**児童相談所**  
ぎ や く た い たい お う  
**虐待対応ダイヤル**

（い ち は や く）

無料 ☎ #189

